

「児童虐待防止と住民意識に関する研究」

—臨床心理学的地域援助の視点から—

Reserch on the prevention of Child Abuse and on Resident's Consciousness

From the View of Clinical Psychology for Community Support

文学研究科教育学専攻臨床心理学専修博士前期課程修了

山 田 文 紀

Fuminori Yamada

第 1 章 序論

第 1 節

1, 児童虐待の現況

児童虐待は年々増加の一途をたどり、2005年度はついに全国児童相談所で処理した件数は、約3万4千件に達した。厚生労働省発表の児童虐待の相談処理件数年次推移を見ると、1990年度の1,101件から2005年度の34,451件へと約30倍に増えている。こういった発表や報道がされる中、現在の日本社会では児童虐待は急速に社会問題化している。

しかし、児童虐待という実態がこの15年間で本当に30倍に増えたのであろうか。内田¹ (2004) は「厚生労働省発表の児童相談所における相談処理件数の急増が、虐待という‘実態’の急増のイメージ化へと転化している」と指摘している。

2, 児童虐待の視点

村本² (2003) は児童虐待について「1990年代の初期は、専門家は日本はこどもを大切にす文化を持っているから、子どもの虐待は希であると公言していました。しかし、実際には子どもの虐待を虐待として正しくとらえる視点をもてば、その当ても、虐待は筆者の身近にたくさんありました。……」と論じている。つまり、以前から児童虐待という実態はあったが、様々な文化的背景からその発見が今ほどなされなかったのではないかという主張である。また、内田 (2004) は児童相談所における相談処理件数を「実態」を捉えた数値ではなく、専門家や実践者、近隣の人々が虐待を「発見」した結果、教え上げられたことになった値とみなした。つまり児童虐待の発見数が30倍になったということなのかも知れない。

3, 現代の地域に於ける児童虐待の視点

それでは現代の地域に生きる人々ほどの程度虐待の視点を持っているのだろうか。

以前筆者が青少年指導員を地域の中でしていたときも、こんな事があった。当時、筆者は心の問題研究

会に所属し、指導員のための研修会の企画等の手伝いをしていた。指導員達は親や教員のいうことを聞かない10代の問題をもつ青少年に対し、もはや何をしても効果はない、従って小学校の低学年や幼児の時にもっとしっかりと例えば少々の体罰を伴った厳しいしつけをするべきとの意見が主流を占めていた。そこでそのようなお話がしてもらえそうな人を人選し講演を依頼した。その先生はある中学で生活指導を担当していて以前から生徒指導のためなら体罰も辞さない熱血先生であった。その先生がどこかで研修をうけさらにスキルアップをしているとの噂を耳にし、早速依頼し講演をお願いした。企画者の役員は誰もがその先生が親や学校の先生は生徒に対し、厳しい態度で臨むべきとのお話が聞かれると思っていたが先生の主張は全く逆であった。彼から語られた内容は、暴力は世代間伝達をするとか、体罰は虐待であるとの主張であった。暴力でしつけられた子どもはやがて親になったときに暴力をもつてのしつけがいいと思うようになるそれがいいとも悪いとも言っているのではないと実に丁寧で慎重なお話であったが、役員達は大いに反発をした。「裏切られた気持ちだ」「がっかりした」「期待はずれ」との声が多かった。筆者のように肯定的な意見を持つものもいたはずだが、否定的な意見が大勢を占めた。このエピソードに代表されるように私の周りには「しつけ」のためには少々子どもをひっぱたくぐらいのことはやっていいんだと言うような意見が主流を占めている。また、地域の人の中にはいまだに「人の家のことにいちいち口を挟むな」「自分の子を煮て食おうが、焼いて食おうが親の勝手だ」と言う声も聞かれる。

第2節

1, 問題

筆者は以上のようなことから、画一的とかヨコ並びの文化といわれる日本において、こと子育てやしつけ、体罰の是非、虐待に関しては様々な考え方や意見があり、地域において児童虐待に取り組む上で問題を感じている。

例えば上記の例のような考え方の人が多い地域での児童虐待の早期発見や予防をどこまで効果的におこなうことが出来るだろうか。村本²（2003）は子どもの権利に鈍感で、児童虐待という視点を持たない文化的背景の地域社会のなかで、虐待の普及度を調査したり予防活動をすると言うことは不可能であると論じている。一方で現在の児童虐待の深刻化は「地域的紐帯」の崩壊と言うこともできる。川崎³（2006）は以前の社会では子どもは強固な地域社会の支えを享受して育っていった。ところが地域社会の庇護は大気にオゾンホールが生じるごとくいつのまにか失われ、紫外線の直射を受けるがごとく、知らず知らずのうちに家族はむき出しの状態で社会の矛盾に対峙していると指摘し、現代は以前の「村八分」の状態だと断じている。

2, 問題の二つの軸

このように児童虐待に関する地域社会の背景は複雑である。しかし、筆者は上記を含めこれまでの児童虐待に関する論文から、児童虐待の地域的問題の背景には二つの軸があるように思われる。一つは地域社会が児童虐待に関しての正しい知識や視点を持っているか否かという問題と、もう一つは地

域社会の人々の結びつきの弱体化の問題である。この二つを結びつけた調査をし、臨床心理学的地域援助の視点で考察をすることの意義は大きいと思われる。

第3節

1. 先行研究

季・安山⁴（2004）の研究では子どもに関わりを持つ人の児童虐待に関する意識を探ることを目的とし、厚生労働省や先行研究で用いられた「虐待項目」を参考にしたうえで、児童相談所で長年児童虐待に携わったベテラン児童福祉司などに検討をしてもらい設定した26項目の虐待行為についてしつけと認識しているのか、虐待として認識しているのかを明らかにするために調査を実施した。調査対象者は宮崎県内の「民生・児童委員」、「保健所職員」、「医療機関職員」「児童福祉職員」など子どもに関わりをもつ人々で有効回答数は608部である。調査の結果、全体では26行為のうち、「1. 大声で叱る」、「2. お尻をたたく」、「3. 手をたたく」行為について、回答者の4割以上は、「しつけとして行ってもよい」と考え、「11. 泣いていても放っておく」行為についても、回答者の1割が「しつけとして行ってもよい」と考えていた。また、26行為のうち、回答者の5割以上が「虐待になる」と思っていた行為は、22行為であった。この研究で注目されたのは「虐待になる」とする値が100%になった行為が26行為のうち1つもなかったことである。つぎに職業別の検討ではこどもにかかわる職業に携わる人の間でも、「しつけ」と「虐待」に関する意識の差があることを明らかにしている。

2. 先行研究での問題

以上の調査結果をふまえ、季・安山⁴は同じ行為が、人々によってしつけになったり、虐待になったりする意識の現状に対し、人々がその様な場面に出くわしたときの対応も異なるだろうと予測し、子どもへの「虐待に気付かなかつたり、虐待を未然に防ぐことができなかつたり、あるいはそのような状況にある人は深刻に受けとめ、別の人は深刻に受けとめなかったとしたら虐待が見過ごされ、深刻化する可能性がある」と結論づけている。さらに季・安山（2004）は子どもを虐待から守るためには、人々が虐待に関する正確な知識と共通の認識を持つことがまず必要であると述べている。

しかし、児童虐待の認識が高まり、人々が共通の知識と認識を持ったとして果たして人々から、直接介入や報告、通告といった援助の手が対象家族さしのべられるとは限らない。（※本調査では上記の研究が予測している場面に出くわした時の対応の違いを4つの対応に分けて聞いている。）

つぎに厚生労働省⁵の「子ども虐待対応の手引き」によると特に最近は、少子化や核家族化あるいはコミュニティの崩壊に経済不況等の世相が加わっての生きづらさの現れとして（児童虐待が）語られており、特別な家族の問題という認識で取り組むのではなく、どの家庭にも起こりうるものとして捉えられるようになっている（第2章発生予防）としてコミュニティの崩壊を指摘している。また川崎³（2006）は児童虐待の増加の社会的背景として現代の社会はプライバシー尊重社会であり、自ら進んで「村八分」程度の付き合いにとどめる人さえ出現する、として地域社会の結びつきの薄れを指

摘している。その他多くの専門家が「自明の理」として児童虐待の増加や深刻化の社会的背景を地域の人々の結びつきの弱体化やコミュニティ意識の薄れを指摘している。しかし、地域的結びつきが強くても児童虐待があったことは上記に指摘した通りである。

③ 予備調査での問題の抽出化

期間＊5月上旬から7月下旬

調査対象：児童虐待防止ネットワークのB市担当のA県児童相談所児童福祉司1名、B市子育て支援課の職員2名、福祉課の職員2名

方法：それぞれの職場に出向いて児童虐待について半構造化面接を実施。許可を得てインタビューを録音し、その逐語記録を分析した。(逐語等、詳細省略)

予備調査としておこなったB市の児童虐待防止ネットワークの構成メンバーやコーディネーターであるA県の児童相談所の児童福祉司や、子育て支援課の保健師や職員といった児童虐待防止に尽力されている方々へのインタビューの分析をおこなった結果、虐待による要保護児童が支援のネットワークからこぼれ落ちにくい地域社会にするためには住民やその相談役である民生委員、主任児童委員、その他の子どもや養育者に関わるボランティアの方達が児童虐待に関心があることももちろんだが、近隣住民に対するお節介さや、やさしさといった住民間の協同体意識つまり住民同士の信頼感や連帯感を基本としたコミュニティ意識が児童虐待防止に重要な役割を果たしていることが分かった。

第2章 本論

第1節

1, 以上(上記①, ②, ③,)のことから、児童虐待防止にはまず1), 地域住民が子どもに対する人権感覚を再考し、児童虐待に対する認識を高めるとともに、2), 以前の日本にはどこにでもあった農村文化のような地域の結びつきを強めるということが言える。しかし、この2つを組み合わせた調査研究は見あたらない。そこで本研究では児童虐待に関する認識調査に加え、コミュニティ意識と虐待に出くわしたときの行動特性を調査し、児童虐待に関する地域援助行動に結びつきやすい住民意識とは何かを検討する。

2, 調査対象のB市について

・対象：A県B市及びB市周辺の一般住民と民生委員・主任児童委員、青少年指導員、婦人会等のボランティアをしている人々及びB市職員、B市のA県保健所職員

B市の歴史は古く、江戸時代には港町としてにぎわっていた。現在の産業構造は農業、漁業、商業、観光、工業で首都圏に通勤するサラリーマンも多くいる。人口は平成17年1月1日現在、50,410人のうち児童は7,725人児童人口比は15.3%である。高齢人口比は23%と国県を上回り、出生率は1.06人と国県を下回っている⁶。現在B市はA県35市町村中で財政がもっとも逼迫している。そういう意味では将来

の日本の先取りをしている状況であるといえる。そういった状況の中、B市は17年4月には要保護児童対策地域協議会が設置され、年17回の児童虐待に関する事例検討会が行われている。B市と同規模（人口10万未満）市は全国で438と市の中で最も多く、同市の地域援助を研究する意義は大きい。

第2節

1. 目的と方法

<目的> 先行研究、季・安山（2004）の宮崎県での認識調査との比較を行う。つぎに仮説を立て検証し、虐待防止にとって好ましい住民意識とは何かを検証する。そのうえで地域住民における児童虐待防止に関しての心理的・社会的環境の調整について検討する。

<方法>

手続き：予備調査を行い、その結果を基に質問紙を作成し、B市の住民及び市役所職員等にアンケート調査を実施した。

1) 質問紙作成

本研究ではまず、住民のコミュニティ意識を計るため、田中國夫他（1978）によって開発されたコミュニティ意識を測定する尺度を使用した。次に先行研究である季・安山（2004）の調査研究で用いた26項目の行為について児童虐待と認識するかしつけと認識するかという質問紙を加えた。さらにその26項目の行為を見聞きした時の行動を以下のように分類した。

ア、直接、声をかけたりあるいは止めに入ったりする。

イ、児童相談所や子育て支援課や民生委員さんなどに連絡する。

ウ、様子を見る。

エ、気にしない。

この4分類した行動を選択させる質問紙を作成した。

2) 使用した尺度と質問紙

① コミュニティ意識尺度⁷

<測定概念>

本尺度は田中國夫他（1978）によって開発された今日の住民の地域社会への態度を測定するものである。

この「地域社会への態度尺度」とは、生活の場で、住民がヨコのつながり、すなわち信頼感や連帯感に基づく人間関係を基本として、地域問題に取り組み、その地方自治を築こうとする意識や態度のことである。

・対象者は成人一般

・本尺度は妥当性・信頼性を元にした項目分析を通してえられたものである。

② しつけと虐待に関する質問紙

「しつけと虐待に関する認識度」の質問紙の26項目は厚生労働省や「女性問題研究会」研究、「子ども

も虐待防止センター」研究などの先行研究〔萩原・岩井編，1998〕〔社会福祉法人子どもの虐待防止センター編，1999〕〔李・安山，2002〕で用いられた「虐待行為」項目を参考にして、李・安山が設定したものである。この尺度を使用した上記の「しつけと虐待に関する研究」では26項目についての調査の他に、さらに子どもの要因条件を2つ加えたものも調査しているが本研究では住民がそういった行為を見聞きする場合は子どもの要因はあまり分からないであろうという予測のもと、子どもの側の要因の条件はつけなかった。

※本研究では便宜上、上記の26項目の質問紙を虐待認識度として使用した。

2，配布及び回収方法とその期間

① 配布及び回収方法

- ・期間：2006年8月下旬から10月下旬
- ・配布先：B市の民生委員・主任児童委員90名、青少年指導員60名、婦人会連絡協議会60名に対し、市役所の事務局担当職員を通し、総会等でアンケート用紙を返信用封筒に入れ配布した。その他、区長会理事会を通し班長107名へ回覧板ルートで同様に配布し、行政側にはB市教育委員会職員に26部、子育て支援課に26部、市民協働部には40部、社会福祉協議会、36部、A県保健所に23部手渡して配布し、直接回収に伺った。その他友人知人を通して世代、地域に偏りが生じないように、20代の社会人、学生、30代40代50代60代70代のそれぞれ男性、女性に彼らの近所の人、あるいは友人知人およそ1000人へ配布をしていただいた。計約1500人へ配布。

3，回収結果

回収：613部うち有効回答数577部、無効アンケート36部

内訳

- 一般住民配布数1000部回収363名
- 民生・主任児童委員配布数88名回収56名
- 青少年指導員配布数60名回収25名
- 市役所一般職員配布数80部回収42名
- 教育委員会職員配布数26部回収14名
- 福祉事務所・子育て支援課職員配布数26部回収12名
- 消防署・救急隊職員配布数22部回収22名
- 保健所職員・健康づくりか職員配布数23部回収23名
- 婦人会連絡協議会配布数40部回収20名

第3節 結果（図と表）

1，調査対象について

- ① 人数：総数1500名に配布した。回答があった数は611名（回収率41%）。そのうち、有効回答数は

577名（男性193名、女性383名、性別不明1名）。

※職業、年齢については偏りはなかった。（数値省略）

つぎに、全体を二群に分ける（一般住民363、子どもに関わりのある職業群214名）。

子どもに関わりのある職業群のうち分けは、子どもに何らかの関わりがある立場にいるボランティア群の者101名、行政職員113名であった。

2. 分析と結果

1) 児童虐待の認識について

先行研究（季・安山、2004）にならい、しつけと虐待に関する認識について分析する。

① データ全体の特性

表1に従い結果を見る。

まず、26項目の行為のうち、「1、大声で叱る」、「2、お尻をたたく」、「3、手をたたく」の行為について回答者の50%以上が「しつけとして行ってもよい」と考えており、「11、泣いていても放っておく」行為については14%がまた、「4、頭をたたく」と「16、家の外（ベランダなど）に出す」行為についても13%が「しつけとして行ってもよい」と考えていた。

つぎに、26行為のうち、回答者の50%以上が「虐待になる」と思っていた行為は「6、足を蹴る」、「7、身体をつねる」、「8、物を投げる」、「9、やけどを負わせる」などの19行為であった。また、「4、頭をたたく」、「11、泣いていても放っておく」、「16、家の外（ベランダなど）に出す」行為については「どちらともいえない」と考えている人が多かった。

注目すべきは、宮崎県での先行研究（季・安山、2004）と同様、「虐待になる」とする値が100%になった行為が26行為のうち1つもなかった。例えば、「25、性行為を強要する」、「26、性器や性交場面を強制的に見せる」行為をみるとほとんどの人が「虐待になる」と回答しているなか、「25、性行為を強要する」行為では2人が「しつけとして行ってもよい」と回答し、12人が「どちらともいえない」と答えていた。また、「26、性器や性交場面を強制的に見せる」についても、3人が「しつけとして行ってもよい」とし、22人が「どちらともいえない」と答えていた。

また、26項目のうち、意見が7割以上一致した項目は9項目であった。宮崎での調査では18項目であった。

② 子どもと関わりがある職業群の特性（表省略）

①と同様に26行為のうち、「1、大声で叱る」、「2、お尻をたたく」、「3、手をたたく」の行為について回答者の50%以上がやはり「しつけとして行ってもよい」と考えており、「11、泣いていても放っておく」行為については12.6%がまた、「4、頭をたたく」が15%、「16、家の外（ベランダなど）に出す」行為についても14%が「しつけとして行ってもよい」と考えていた。

つぎに、26行為のうち、回答者の50%以上が「虐待になる」と思っていた行為は「5、顔をたたく」、「6、足を蹴る」、「7、身体をつねる」、「8、物を投げる」、「9、やけどを負わせる」などの20行為

であった。また、「4、頭をたたく」、「11、泣いていても放っておく」、「16、家の外（ベランダなど）に出す」行為については「どちらともいえない」と考えている人が多かった。

そして①と同様、「虐待になる」とする値が100%になった行為が26行為のうち1つもなかった。例えば、「25、性行為を強要する」、「26、性器や性交場面を強制的に見せる」行為をみるとほとんどの人が「虐待になる」と回答しているなか、「25、性行為を強要する」行為では4人が「どちらともいえない」と答えていた。また、「26、性器や性交場面を強制的に見せる」についても、6人が「どちらともいえない」と答えていた。しかし、25、26、ともに「しつけとして行ってもよい」としている人は0であった。

また、26項目のうち、意見が7割以上一致した項目は12項目であった。

2) コミュニティ意識について

つぎにコミュニティ意識についてであるが先行研究の本尺度を田中（1978）が開発するために調査した1976年当時の関西地方と比較すると当時のコミュニティ意識の平均が34.28で今回B市の平均が34.59であった。

表1. N577（B市全体）

項目		虐待になる	どちらともいえない	しつけとして行って良い
1	子どもを大声で叱る	23(4.0)	265(45.9)	289(50.1)
2	子どものお尻をたたく	25(4.3)	209(36.2)	343(59.4)
3	子どもの手をたたく	39(6.8)	216(37.4)	322(55.8)
4	子どもの頭をたたく	198(34.3)	304(52.7)	75(13.0)
5	子どもの顔をたたく	283(49.0)	248(43.0)	46(8.0)
6	子どもの足を蹴る	389(67.4)	173(30.0)	15(2.6)
7	子どもの身体をつねる	393(68.1)	161(27.9)	23(4.0)
8	子どもに物を投げる	461(79.9)	109(18.9)	7(1.2)
9	子どもにやけど（タバコ・マッチ・熱湯など）を負わせる	562(97.4)	11(1.9)	4(0.7)
10	整髪ではなく子どもの髪を切る	471(81.6)	99(17.2)	7(1.2)
11	子どもが泣いていても放っておく	108(18.7)	386(66.9)	81(14.0)
12	子どもに食事を与えない	501(86.8)	60(10.4)	16(2.8)
13	子どもをお風呂に入れない	403(69.8)	171(29.6)	3(0.5)
14	子どもの下着を替えない	396(68.6)	176(30.5)	5(0.9)
15	子どもを一室（押し入れなど）に閉じ込める	329(57.0)	192(33.3)	56(9.7)
16	子どもを家の外（ベランダなど）に出す	216(37.4)	286(49.6)	75(13.0)
17	自分の娯楽の為子どもを家に残したまま出かける	301(52.2)	271(47.0)	5(0.9)
18	自動車の中に子どもだけを乗せたままにする	295(51.1)	279(48.4)	3(0.5)
19	子どもを裸のままにしておく	450(78.0)	124(21.5)	3(0.5)
20	子どもに言葉による脅しをする	354(61.4)	190(32.9)	32(5.5)
21	子どものことを無視する	328(56.8)	231(40.0)	17(2.9)
22	他のきょうだいと差別的な扱いをする	398(69.0)	170(29.5)	8(1.4)
23	子どもを学校に行かせない	506(87.7)	68(11.8)	3(0.5)
24	子どもの体調が悪いとき、医者にみせない	453(78.5)	123(21.3)	1(0.2)
25	子どもに性行為を強要する	562(97.4)	12(2.1)	2(0.3)
26	子どもに性器や性交場面を強制的に見せる	551(95.5)	22(3.8)	3(0.5)

3) 「しつけ」と「虐待」の分類について

アンケートの児童虐待にかかわる26項目の行為について「しつけとして行ってよい」に1点、「虐待になる」に-1点、「どちらともいえない」の0点の点数を与え、平均点を出し、本調査におけるデータを全体データ（577）と一般市民群（363）と子どもと関わりのある職業群（214）に分け、26項目の行為をそれぞれプラス得点を「しつけ」とし、マイナス得点を「虐待」に分類した。図1がその結果である。

まず、全体データでは図1に示すとおり26項目のうち「しつけ」となった行為は、「1、大声で叱る」、「2、お尻をたたく」、「3、手をたたく」の3行為であった。その他の23項目はすべて虐待として分類するマイナス得点になっている。虐待に分類された行為でマイナス得点が最も低いのは「11、泣いていても放っておく」で-0.05であった。その他低得点に「4、頭をたたく」の-0.21、「16、家の外（ベランダなど）に出す」の-0.24であった。また、最も高いのは「9、やけど（タバコ・マッチ・熱湯など）を負わせる」と「25、の性行為を強要する」の-0.97で、次いで「26、性器や性交場面を強制的に見せる」の-0.95であった。

つぎに一般市民群についてであるが全体とほぼ同様の結果であった。（図省略）

それでは先行研究（季・安山、2004）に近い子どもに関わりのある職業群について見る。（図省略）やはり上記の2群と同様な傾向であるが、11、の行為が-0.02とさらに低くなっている。

表2. 本調査で使用した児童虐待にかかわる26項目

1、子どもを大声でしかる	14、子どもの下着を替えない
2、子どものお尻をたたく	15、子どもを一室（押し入れなど）に閉じ込める
3、子どもの手をたたく	16、子どもを家の外（ベランダなど）に出す
4、子どもの頭をたたく	17、自分の娯楽のため、子どもを家に残したまま出かける
5、子どもの顔をたたく	18、自動車の中に子どもだけを乗せたままにする
6、子どもの足を蹴る	19、子どもを裸のままにしておく
7、子どもの体をつねる	20、子どもに言葉による脅しをする
8、子どもにものを投げる	21、子どものことを無視する
9、子どもにやけど（タバコ・マッチ・熱湯など）を負わせる	22、他のきょうだいと差別的な扱いをする
10、整髪ではなく子どもの髪を切る	23、子どもを学校に行かせない
11、子どもが泣いていても放っておく	24、子どもの体調が悪いとき、医者にみせない
12、子どもに食事を与えない	25、子どもに性行為を強要する
13、子どもをお風呂に入れない	26、子どもに性器や性交場面を強制的に見せる。

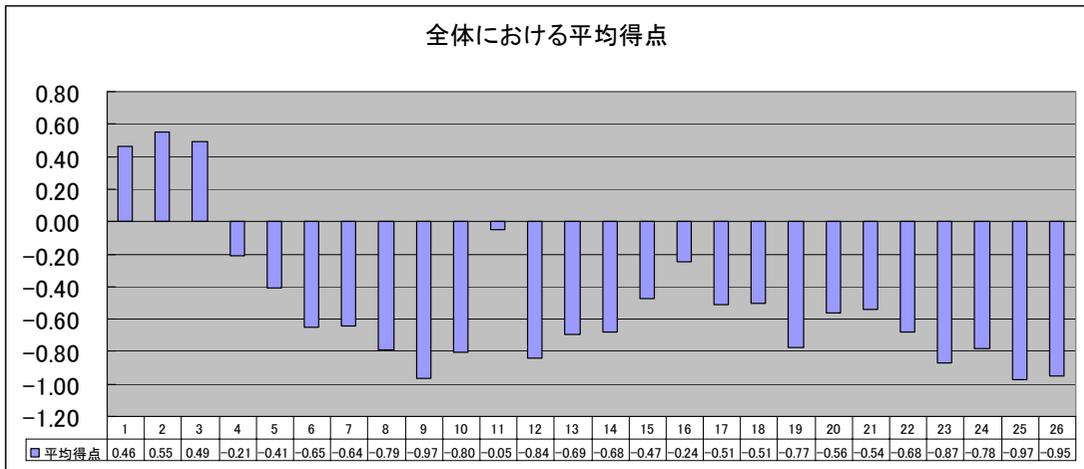


図1 26項目における児童虐待得点

4) 仮説

つぎに二つの意識（コミュニティ意識と虐待認識度）をどのように持っているかによって、どのような援助行動に結びつくかを調査し検討するため、以下の仮説を立て、検証する。

B市においてアンケートに答えてくれた人577名をコミュニティ意識の高さと児童虐待認識度の高さによってつぎの4群に分ける。

4群

HH群＝コミュニティ意識が高く、児童虐待認識度も高い。

HL群＝コミュニティ意識は高いが、児童虐待認識度が低い。

LH群＝コミュニティ意識は低いが、児童虐待認識度は高い。

LL群＝コミュニティ意識が低く、児童虐待認識度も低い。

<仮説>

4群それぞれの住民が児童虐待らしき行為を見聞きした場合にどのような行動を取るかを想定する。直接介入や報告通告といった援助行動に結びつきやすい意識をもった住民はH・H群で児童虐待防止にとって最も好ましい地域住民といえる。また、児童虐待を見聞きした場合でも援助行動に結びつきにくい意識をもった住民はL・L群であるということができるのではないだろうか。問題はH・L群とL・H群とではどちらがどのような行動に結びつきやすいかである。おそらく、H・L群の住民はL・H群の住民よりも報告や通告といった援助行動よりも、声をかけたり止めにはいると言った直接行動に結びつきやすいのではないだろうか。また、L・H群は逆にH・L群よりも民生委員さんや行政への連絡や報告といった行動に結びつきやすいと考えた。

5) 仮説の検証

① 4群の分類方法

まず、統計的分析により（統計表省略）、コミュニティ意識の得点分布と児童虐待認識度の得点分布

に顕著な偏りは見られなかった。そこでデータをそれぞれ高群と低群に分けるため、平均値から1SD分取り除いてコミュニティ意識と虐待認識度をそれぞれ高群と低群に分けた。以下に数値を示す。

○コミュニティ意識 全体平均 34.59 SD6.10 High群 37.64以上 Low群 31.54以下

○虐待認識 全体平均-13.10 SD6.21 High群-16.21以下 Low群-10.00以上

つぎに、この数値にしたがってデータをLH群53人、LL群61人、HH群67人、HL群55人に分け、それぞれのア、イ、ウ、エの行動頻度を出した。以下に示す。

表 3

群分けN236	アの頻度	イの頻度	ウの頻度	エの頻度
LH群N 53	2.96	10.98	11.36	0.48
LL群N 61	2.59	4.56	15.05	3.80
HH群N 67	5.42	11.57	8.07	0.88
HL群N 55	4.58	4.60	14.36	2.25

② 結果について（表3参照）

質問紙の26項目の虐待らしき行為を見聞きしたときに「エ、の気にしない」を選択した人が一番多くいた群がコミュニティ意識が低く、虐待認識度も低いLL群で、つぎに多いのがコミュニティ意識が高いが虐待認識度が低いHL群であった。LH群とHH群はともに頻度が低かった。

「ウ、の様子を見る」を多く選択したのはLL群とHL群でつぎにLH群であった。HH群は低かった。

また、「イ、の児童相談所や子育て支援課や民生委員さんなどに連絡する」を選択した頻度が多かったのはHH群とLH群で低かったのはLL群とHL群であった。「ア、の直接声をかけたりあるいは止めに入ったりする」を最も多く選択したのはHH群でつぎにHL群であった。虐待認識度が高いがコミュニティ意識が低いLH群はアの選択頻度は低くLL群と変わらなかった。

さらに上記の4群の平均値の統計的有意差を検証するため、ア～エを従属変数にし、独立変数を4条件（4群）にし、対応のない1要因分散分析（Tamhane）を行った。

以下に結果を示す。

表 4

従属変数：アの（直接介入）の選択頻度 多重比較

統計検定法	4群分け	4群分け	平均値の差	標準誤差
Tamhane	1 LH群 (N 53)	LL群2	0.37	0.76
		HH群3	*-2.46	0.84
		HL群4	-1.62	0.93
	2 LL群 (N 61)	LH群1	-0.37	0.76
		HH群3	*-2.83	0.75
		HL群4	-1.99	0.84
	3 HH群 (N 67)	LH群1	*2.46	0.84
		LL群2	*2.83	0.75
		HL群4	0.84	0.92
	4 HL群 (N 55)	LH群1	1.62	0.93
		LL群2	1.99	0.84
		HH群3	-0.84	0.92

* は平均値の差が5%レベルで有意である。

表 5

従属変数：イの（通報通告）の選択頻度 多重比較

統計検定法	4群分け	4群分け	平均値の差	標準誤差
Tamhane	1 LH群 (N 53)	LL群2	* 6.42	1.04
		HH群3	-0.59	1.15
		HL群4	* 6.38	1.02
	2 LL群 (N 61)	LH群1	* -6.42	1.04
		HH群3	* -7.01	0.87
		HL群4	-0.04	0.69
	3 HH群 (N 67)	LH群1	0.59	1.15
		LL群2	* 7.01	0.87
		HL群4	* 6.97	0.85
	4 HL群 (N 55)	LH群1	* -6.38	1.02
		LL群2	0.04	0.69
		HH群3	* -6.97	0.85

* は平均値の差が5%レベルで有意である。

表 6

従属変数：ウの（様子を見る）の選択頻度（多重比較）

統計検定法	4群分け	4群分け	平均値の差	標準誤差
Tamhane	1 LH群 (N 53)	LL群2	-3.47	1.32
		HH群3	* 3.50	1.14
		HL群4	-2.79	1.28
	2 LL群 (N 61)	LH群1	3.47	1.32
		HH群3	* 6.97	1.05
		HL群4	0.69	1.20
	3 HH群 (N 67)	LH群1	* -3.50	1.14
		LL群2	* -6.97	1.05
		HL群4	* -6.29	1.01
	4 HL群 (N 55)	LH群1	2.79	1.28
		LL群2	-0.69	1.20
		HH群3	* 6.29	1.01

* は平均値の差が5%レベルで有意である。

表 7

従属変数：エの（気にしない）の選択頻度（多重比較）

統計検定法	4群分け	4群分け	平均値の差	標準誤差
Tamhane	1 LH群 (N 53)	LL群2	* -3.32	0.72
		HH群3	-0.40	0.21
		HL群4	* -1.77	0.55
	2 LL群 (N 61)	LH群1	* 3.32	0.72
		HH群3	* 2.92	0.72
		HL群4	1.55	0.88
	3 HH群 (N67)	LH群1	0.40	0.21
		LL群2	* -2.92	0.72
		HL群4	-1.37	0.55
	4 HL群 (N 55)	LH群1	* 1.77	0.55
		LL群2	-1.55	0.88
		HH群3	1.37	0.55

* は平均値の差が5%レベルで有意である。

表4、表5、表6、表7を見てみよう。

従属変数アの行動選択頻度に関してはLH群とHH群、LL群とHH群との間に有意な差が出た。イに関してはLH群とLL群、LH群とHL群、LL群とHH群、HH群とHL群の間に有意な差が出た。ウに関しては、LH群とHH群、LL群とHH群、HH群とHL群の間に有意な差が出た。エ、に関してはLH群

とLL群、LH群とHL群、LL群とHH群との間に有意な差が出た。

第4節 考察

1, 子どものしつけと虐待に関する認識 先行研究との比較 (表1及び図1参照)

※宮崎県との比較について

先行研究が宮崎県を対象にしていたため、宮崎県との比較を行うが、厚生労働省発表の統計(平成17年度、児童相談所における児童虐待相談処理件数)によれば宮崎県が15年度234件、16年度258件で増加率1.1%と他県に比較して特に際だった特徴がないため、比較することに問題はないと考えた。

1) B市の一般住民を含めた全体データ(577)についての特性

季・安山(2004)の宮崎県での調査(2002年11月から12月)では26行為のうち、「1. 大声で叱る」、「2. お尻をたたく」、「3. 手をたたく」行為について、回答者の4割以上が「しつけとしておこなってもよい」と考えていたということであったが、今回のB市での調査では1割多い5割以上の住民が「しつけとしておこなってもよい」と考えていた。

つぎに、26行為のうち、回答者の5割以上が「虐待になる」と思っていた行為は、宮崎での調査の場合は、「4. 頭をたたく」、「5. 顔をたたく」、「6. 足を蹴る」、「7. 体をつねる」、「8. 物を投げる」、「9. やけどを負わせる」など、22項目であったが、今回調査では「4. . .」、「5. . .」は含まれず、19項目であった。また、「11. 子どもが泣いていても放っておく」では宮崎では虐待となると答えた人が38.4%だったのに対し、B市での今回調査ではわずか18.7%であった。

宮崎での調査では注目すべき点として「虐待になる」とする値が100%になった行為が26行為のうち1つもなかったことと、さらに「25. 性行為を強要する」行為では2人が「しつけとして行ってよい」とし、4人が「どちらともいえない」と答えていたが、B市では2人が「しつけとして行ってよい」とし、「どちらともいえない」と答えた人は12人にも及んでいた。また「26. 性器や性交場面を強制的に見せる」では3人が「しつけとして行ってよい」としていて、22人が「どちらともいえない」と答えていた。2人、4人の場合、アンケートへの記入時の際にケアレスミスや質問の意味が分からなかった等とも考えられるが、B市における「どちらともいえない」が25, で12名、26, で22名という数字はもはやそのレベルを超えている。この認識に筆者は問題を感じている。今後明確な問題提起の必要があるのではないだろうか。

宮崎での調査は子どもの生活に関わりを持つ人の意識調査である。今回のB市での調査は一般住民が含まれているという違いがあるので、宮崎と同様に民生委員や保健所職員、市役所職員などのやはり子どもに関わりを持つ人のみの場合をみると、「1,」が54.2%、「2,」が56.07%、「3,」が52.8%でやはり5割以上の人々が「しつけとしておこなってもよい」と考えている。また、「11, 子どもが泣いていても放っておく」では全体での18.7%よりさらに下がって15.0%の人しか「虐待になる」としていなかった。

今回調査は宮崎での調査より、4年の月日が経っており、様々な報道や、住民に対する広報や研修により、年々児童虐待に対する認識度は上がっていると通常は考えられるが、そうしたことを考慮した場合、B市の児童虐待に関する認識はかなり低いということが言えるのではないだろうか。

また宮崎では70%以上の意見の一致は26行為中18項目であった。B市全体で9項目、子どもに関わりのある職業群で12項目であった。このことから、宮崎での研究では同じ行為が人々によってしつけになったり、虐待になったりする意識の現状であるとしている。そして同じ行為でも人によってその場面に出くわしたときの認識が違うのだからその対応も違うであろうとして問題を提起し、さらにせめて子どもと関わりのある諸関係機関に従事している人々が児童虐待に関する正しい情報と知識を得て共通認識を持つことが必要であるとして研究を結んでいる。B市ではさらにその傾向（意見の不一致）が顕著であり同じことが言える。しかし、圓入⁸（2005）は埼玉県で実際に起きた虐待による死亡事例を3例挙げ、そのどれもが児相において当初、「虐待の危惧有り」レベルとしか認識されていなかったことを報告し、さらに地域が虐待として認識していたとしても「あの家庭の子育て方針だから」とか「他人の家庭に口出しするものではない」という考えで、地域の他の家庭の子育てについて見て見ぬふりをしてしまいがちであるとしている。つまり、ある行為について虐待という共通認識が仮にあったとしても見て見ぬふりをされるケースが多いということではないだろうか。もしそうであれば共通認識を持っただけでは解決はされない。人は育った環境も異なり、子育てやしつけの文化も異なることは当たり前ではある。冒頭の2ページでわたしの体験を通して述べたように、子育てに体罰を主張する人は多い。そんな中で極端な虐待（例、9、や25、26といった行為）を除けばしつけとしての体罰であるとして片付けられてしまうこともB市のような児童虐待の認識度が低い地域では多いかも知れない。

2) 「しつけ」と「虐待」の分類について

宮崎での先行研究では26行為のうち、マイナス得点つまり虐待と認識された行為は「1,」と「2,」と「3,」を除く23の行為であった。B市においても同様の結果が得られた。しかし、細かくそれぞれの項目の平均得点を見ると宮崎では「1,」が0.31、「2,」が0.30、「3,」が0.30であったがB市では子どもと関わりがある職業群でそれぞれ0.52、0.52、0.45であった。また宮崎では「11,」が-0.28、「16,」が-0.42、「21,」が-0.75であるがB市ではそれぞれ-0.02、-0.26、-0.56といったようにその他の項目に於いてもすべてB市がマイナス得点が低く、このことからB市は児童虐待の認識が低いと言える。また得点が0に近いということは、しつけと虐待の分類の困難さを物語っている。これは逮捕された虐待者が公然と虐待行為をしつけであったとする事からもうかがい知ることができる。川崎（2006）はしつけと虐待をあいまいなものにしているのは「体罰である」としている。子育てに関して虐待をしてもよいとする人はほとんどいないだろうが、子育てに「体罰」を主張する人は筆者が冒頭で体験を通して述べたように地域社会には多い。川崎市では2000年度に条例で学校等において教職員等による体罰を禁止し、さらに2005年3月には家庭に於いて親が子どもの養育に関して体罰を

用いることを禁止した。筆者は子どもの権利を保障する上で画期的な条例と思っているが、当の川崎市でもあるようにB市のような地域ではこのような条例には反発が多いだろう。川崎（2006）は小児科医の坂井聖二氏の児童虐待の定義を引用し、児童虐待のエッセンスは「子どもが安全でないという状況判断」であるとしている。つまり、子どもが先生の言うことを聞かないとか、親に逆らったとか、その子のためとか、愛があるとかそういったこととは無関係に、子どもにとって安全でない、将来、心に傷が残るといった体罰は虐待なのである。

2. コミュニティ意識について

1) B市のコミュニティ意識

B市のコミュニティ意識であるが、他地域との比較を行っていないため、田中（1978）の1976年の調査と比較すると当時の関西地方の平均が34.28で今回が34.59と若干B市が上回っている。植村（1974）は1970年代の地域社会集団の凝集性を著しく失わせているものとしてテレビと電話の施設を上げ、その理由としてそれらが地域住民の「対面の機会」を著しく奪ったとしている。そのように考えれば現在はコンビニ、パソコン、携帯電話やメールの普及により、1976年当時に比べてはるかに「対面の機会」を地域住民から奪い去ってしまったことを考慮すれば、コミュニティ意識が30年前の関西地方を若干でも上回ったことは、B市のコミュニティ意識は高いのかも知れない。

2) コミュニティ意識の有効性

B市が含まれるA県の統計調査（B市の児童数7725、虐待相談件数21平成16年度、横須賀児童相談所）からもB市が他の地域よりも児童虐待において、憂慮される状況ということにはなっていない。むしろ予備調査からも明らかなように、B市の住民は子どもにやさしいとか、面倒見がいいということで、むしろ児童虐待防止にとって好ましいといった専門職からの感想もあるぐらいである（予備調査逐語記録より）。このことから、児童虐待防止を考える上で全国どこでも一律に虐待に敏感であればよいということにはならないのではないかと筆者は考える。

虐待防止にとって、コミュニティ意識は有効な住民意識なのかも知れない。

3. 仮説の検証結果について

1) 仮説の検証意義

統計検定がより信頼性が高まるデータサイズ（LH群53人、LL群61人、HH群67人、HL群55人）に分け、ア～エの行動選択頻度を従属変数にし、4条件（4群）の対応のない1要因分散分析を行った。

2) 4行動（ア、イ、ウ、エ）と4群の関係

① アの行動選択頻度との関係

分散分析を行った結果、質問紙の26項目の虐待らしき行為を見聞きしたときに「ア、の直接声をかけたりあるいは止めに入ったりする」を最も多く選択したのはHH群でつぎにHL群であった。虐待認識度が高いがコミュニティ意識が低いLH群はアの選択頻度は低くLL群と変わらなかった。つまり、コミュニティ意識の高群低群の間に有意差が出た。このことはアの行為選択に関してのみコミュニテ

イ意識が影響を与えていると考えられる。また、「コミュニティ意識」が高い場合は住民は児童虐待を見聞きしたときに通報や通告といった行動よりは直接に止めに入ったり、声をかけるといった直接介入することが多いことが考えられる。

② イの行動選択頻度との関係

つぎに、「イ、の児童相談所や子育て支援課や民生委員さんなどに連絡する」を選択した頻度が多かったのはHH群とLH群で、低かったのはLL群とHL群であった。つまり有意差が出たのは虐待認識度の高群と低群との間であった。この結果からコミュニティ意識は通報通告といった行動とはあまり関係がない意識と言うことが言える。

③ ウの行動選択頻度との関係

また、「ウ、の様子を見る」を多く選択したのはLL群とHL群でつぎにLH群であった。HH群は低かった。HH群と他の3群との間に有意差があった。ウの「様子を見る」はエの「気にしない」と違い、今後も注意すると言うことであるが、結果として通告や直接介入がされないということである。このウの選択頻度が他の3群、特に同じように虐待認識が高いLH群より有意に低いということは虐待防止にとってHH群の人達の意識は好ましいと言える。つまりコミュニティ意識がキーポイントなのである。

④ エの行動選択頻度との関係

最後にエ、の「気にしない」を選択した人が一番多くいた群はコミュニティ意識が低く、虐待認識度も低いLL群であった。そして次ぎに多いのがコミュニティ意識が高いが虐待認識度が低いHL群であった。虐待認識度が低いHL群・LL群と認識度が高いHH群・LH群との間に統計的有意差があった。これは虐待認識度が低い群の人は、行為を見ても虐待と認識せず、気にしないのであろう。

3) 結論

この結果から、児童虐待防止にとって好ましくない住民意識の人達とは児童虐待と思われる行為を見聞きしても行動を起こさないコミュニティ意識が低く、虐待認識度も低いLL群の人達で、最も好ましいのは、直接介入しやすいコミュニティ意識も虐待認識度も高いHH群の人達ということが出来る。

つぎにHL群とLH群ではどちらが好ましいと言えるだろうか。筆者は児童虐待防止のより有効な取り組みについて考えるには、自治体の経済的な状況や社会資源という要素を組み入れて考える必要があると考える。例えば、B市のように児童虐待に対する認識度が全体に低く、財政的に恵まれておらず、その結果人員配置も十分でない地域に於いて、児童虐待の認識を高めることばかりに重点を置いた施策がなされたとしたらどうだろうか。夜間の緊急体制も整備されないまま、通報が殺到したとしたらどうだろうか。たちまち行政や住民、あるいは防止ネットワーク等は混乱するであろう。しかし予備調査で児童福祉司の方が図らずも語ってくれたように、B市には「B市の子どもはB市で育てる」という気概がある。金はないが気持ちはある。お節介である。」という特徴があり、したがって今のところ深刻な状況になっていないのかもしれない。今回のB市におけるコミュニティ意識の調査結果は

現時点における他地域の数値がないため比較することはできないが、先に示した田中（1978）の調査と比較して高いことが予測される。そして児童虐待認識度は4年前の宮崎県より低い結果がでた。また統計結果（近隣他市町に比し通報がすくない。深刻事例や死亡事例が少ない）からも判断して、B市は児童虐待が通報されず、地域で介入が行われ、解決を見ていることが多いのかも知れない。もしそうであれば、財政が逼迫しているB市にとって好ましい住民意識といえるのではないだろうか。

つまり、十全な予算があり、適切な人員配置もできる自治体に於いては通報・通告をしやすいLH群であり、B市のような予算も人員配置も十分でない地域ではHL群のような住民の方が好ましいかもしれない。以上のことから、児童虐待防止に関する住民へのアピールや講演や研修会といった心理的・社会的環境の調整のための施策はその地域の住民の持つ意識や予算等も考慮し、全国一律でなく、その地方に適った有効なものにしていくべきではないだろうか。

昨今の全国児童相談所に於ける急激な児童虐待相談受理数の増加は新聞テレビなどのマスコミによる虐待事例の報道や全国各地で行われている児童虐待に関する講演会や研修会等の実施によって地域住民が児童虐待認識度を高めた結果なのではないかとの憶測が成りたつ。川崎（2006）は虐待はもちろん、非行や不登校などを含む年間三十数万件に上る児童相談を児童相談所の中で応じている児童福祉司の数が全国でたったの1813人であるとして、今後増え続ける児童虐待に対して適切な対応ができるかどうか疑問を投げかけている。さらに政府が現在進めている地方分権に伴う三位一体改革により、児童虐待対策費の自治体一般財源化などが予想され、児童虐待の対応に益々、自治体間格差が生じるおそれがあり、自治体によっては増え続ける児童虐待通告に対応できなくなるところも増加するであろう。また、虐待分離された家族の地域での再統合の問題もある。そこでこれらのことから今後は児童虐待の認識度を高めるだけでなく、地域住民が対象家族に対し、直接介入を促すために住民のコミュニティ意識を高めるようなプログラムや講演や研修会等が推進されるべきであろう。このコミュニティ意識こそがまさに児童虐待防止の上での鍵概念といえる。児童虐待防止に於ける臨床心理学的地域援助の心理的・社会的環境の調整を行う上でキーワードとなるのがコミュニティ意識であると結論づける。

4. 課題

まず、本研究で使用した児童虐待の認識度を測定した尺度は、季・安山が数年かけて児相等や厚労省の専門家の意見を参考にし作成したものであるが、統計学的な検討はされていない。長年児童虐待の現場にいた人達の意見を参考にし設定した26の行為に関してしつげと思うか虐待と思うかで判断したに過ぎない。地域社会における児童虐待認識度という概念の構築自体もっと時間をかけ様々な角度で検討されなければならない。したがって本研究では便宜上、虐待認識度としたが、一般にそうした概念が構築されてるわけではないことを考慮する必要がある。

つぎに、本研究では児童虐待防止にとって、コミュニティ意識が重要であるということが分かったが、今後どのようにしたら地域住民のコミュニティ意識が高まるかは今後の課題である。それぞれの

地域に適ったプログラムの開発が待たれる。

引用文献（引用順）

- 1、内田 良 2005 「虐待」は都市で起こる "Child Abuse" Occurs in Urban Areas
Secondary Analysis of the Number of Child Abuse Reports to Child Guidance Centers in Japan The
Journal of Educational Sociology No,76
- 2、村本邦子 2003 予防としての虐待防止活動 山本和郎（編）臨床心理学的地域援助の展開 2
版 培風館 88-105.
- 3、川崎二三彦 2006 児童虐待 岩波新書 208-209
- 4、季環媛・安山美穂 2004 しつけと虐待に関する研究 宮崎大学教育文化学部付属教育実践総合セン
ター研究紀要 第12号, 117-130.
- 5、厚生労働省 2005 子ども虐待対応の手引き 第2章
<http://www.go.jp/bunya/kodomo/dv05/02.html>
- 6、三浦市 2006 三浦市公式ホームページ
www.city.miura.kanagawa.jp
- 7、堀弘洋道・山本真理子・松井豊編 2000 4版 心理尺度ファイル
垣内出版 p 467
- 8、圓入智仁 2005 児童虐待への対応—地域でできること—
月刊社会教育 2005、9、73-78

参考文献

- 川崎二三彦 2006 児童虐待 岩波新書
- 川崎市 2005 子どもの権利に関する条例
<http://www.city.kawasaki.jp>
- 季環媛・高木芳枝・安山美穂 2002 しつけと虐待
宮崎大学教育文化学部紀要芸術・保健体育・家政・技術 第6号 33-44
- 森田哲司 2005 三浦市児童虐待防止ネットワーク
紀要・神奈川県総合療育相談センター児童相談所 Vol. 6, 56-62
- 東京都福祉局 2005児童虐待の実態 II
www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/jicen
- 植村勝彦 1974 <原著>いわゆる過疎地域の家族関係 (11) : 地域共同体意識の変容
名古屋大学教育学部紀要教育心理学科 21、P41-55
- 横須賀市児童相談所 2005 平成14年、15年、16年度 横須賀児童相談所虐待相談件数